

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		障害児入所施設、児童発達支援センターの認可の取消	
根拠条例・規則等名		児童福祉法	
条 項		第 5 8 条	
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害政策課（電話：048-829-1309）	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	児童福祉施設が児童福祉法やこの法律に基づく命令・処分に違反した場合、認可を取り消す旨の規定であり、個々の事例ごとに、それぞれ、これらの条文等を基準に判断する。	
	設定等年月日	平成 1 9 年 6 月 1 日 設定	年 月 日 最終改正
備 考			